

中小企業経営改善計画策定支援研修【実践研修】募集要項 (2025 年 7 月 瀬戸校開催)

1. 研修のねらい

当研修は、経営改善計画を策定する中小企業・小規模事業者に対して、中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関として経営支援を行おうとする方を対象としています。

当研修では、中小企業・小規模事業者の多様な経営課題に対応するための経営改善計画の策定支援業務を実践する上で必要となる税務・金融・財務等の専門的かつ実務的な知識の活かし方、ケース教材に基づくグループ演習による経営改善計画の策定、経営改善計画に対する金融機関の視点・評価のポイント等を交えながら、当該支援業務の実践力の養成を図ることを目的としています。

2. 研修の特徴

- (1) 中小企業が金融機関からの借入の条件変更を依頼する際に必要となる経営改善計画書等の作成を支援し、併せて金融機関に対する説明を行うという実践的なテーマで実施するものです。
- (2) 当研修はケース教材を使用した演習形式とし、1 班 4～5 名程度の班単位で行います。基本的に講義形式では行いません。
- (3) 中小企業等経営強化法に基づく実務経験の付与を目的とした認定研修です。
- (4) 財務・会計等の専門的な知識を付与する研修で学んだ知識を活かして本研修を受講することを想定しているため、中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】との親和性を確保しています。
- (5) 当研修は、日本税理士会連合会の研修関連規則で定める認定研修です。また、日本公認会計士協会の CPD 認定申請の予定です。

3. 受講対象者

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関の現役職員、社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業、NPO 法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所、中小企業団体中央会、その他、中小企業等経営強化法に基づく経営改善計画の策定支援を実施する者であって、中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者又は中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上であって、そのうち経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者。

※注)金融機関の現役職員について

当研修では、銀行法に定める普通銀行(兼業規制をされている金融機関で、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行等)と協同組織金融機関(信用金庫、信用組合、労働金庫等)を指します。保険会社、消費者金融、債券回収会社等は該当しません。

ただし、税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関の現役職員、以外の者については、以下のいずれかの条件について該当すること。

- (1) 経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与した後、当該計画の認定を3件以上受けていること。ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません。
- (2) 中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】の専門的知識判定試験に合格していること。
- ※1 「実務経験」の判断は、中小機構及び中小企業大学校では行いません。判断に迷う場合は、認定申請の提出先である所管の経済産業局にご確認ください。
- ※2 理論研修の受講等が必須要件でない士業等の方でも、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。
- ※3 「経営革新等支援機関」として既に認定されている方も受講することができます。ただし、新たに認定を受けようとする方から優先的にご受講いただきますのでご了承ください。
- ※4 中小企業大学校(中小機構)にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です。(これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です)。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、こちらでは分かりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。

受講条件

- (1) 研修において、経営改善計画のシミュレーションを行う際にマイクロソフト社のエクセルを使用し、マクロ関数及びビジュアルベーシック(VBA)を用いるため、表計算ソフトなどパソコンのアプリケーションを使用することに抵抗感のない方。また、これらの操作を自主的に学習することができる方。(エクセルの環境設定を事前にご自身で行っていただきます。)
- (2) 商業簿記3級以上、又はそれと同等以上の知識を有する方。
- (3) 研修中、パソコン(OSはWindows)を使用しますので、各自ご持参ください。

【パソコンをご持参いただく際の注意事項】

- ・使用する OS は「Windows」、使用するソフトは主に「Excel(マクロ機能含む)」です。
データが正常に動作しないことがあるため、Mac はご遠慮ください。
- ・研修中に USB にてデータの受け渡しを行いますので、USB コネクタ(差込口)があるパソコンをご用意ください(type-B,C 不可)。また、HDMI ケーブルでパソコンとプロジェクターを接続する場合がございます。HDMI 出力端子(差込口)がない場合は、変換アダプタをご持参ください。
- ・セキュリティソフトを導入し、最新のアップデートをしてください。

4. 研修の構成・期間

日程：2025年7月30日(水)～31日(木)（2日間・12時間）

〈カリキュラム〉

日 時		科 目	主 たる 内 容
7/30 (水)	9:30-10:00	オリエンテーション	・研修のねらい、学習目標等概要について説明します。 ・研修に必要なパソコンの環境設定の確認を行います。
	10:00-10:30 [0.5h]	演習の進め方について	・研究課題（設問）に対する学習の進め方、グループ学習の進め方などについて説明します。
	10:30-17:00 [5.5h]	机上総合演習（グループ形式による検討・作業）	・中小企業者から資金繰りの相談を受けた場合の緊急性の判断とその対処方法について、演習を通じて学びます。 ・中小企業者が金融機関からの借入の条件変更（リスケジュール）を依頼するための説明資料を作成するという設定の机上演習を実施します。
7/31 (木)	9:00-14:30 [4.5h]		
	14:30-16:00 [1.5h]	グループ発表	・主力取引金融機関に説明し、理解を得るという設定により、1班10～20分程度で発表していただきます。 ・グループ発表終了後、講師より講評を行います。
	16:10-16:20	終講式	修了証書の授与

※1 カリキュラムは都合により変更することがあります。

※2 7月31日(木)の講義終了後(16:30～18:00を予定)に実践力判定試験を実施いたします。

5. 実践力判定試験の実施

中小企業等経営強化法に基づく認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする受験者に対し試験を実施し、実践力に係る可否を判定します。

受験資格

中小企業経営改善計画策定支援研修【実践研修】を修了した者が受験することができます。

【ご注意】

研修の出席時間数が所定開講時間数（12時間）の90%未満である場合は、当研修の修了要件を満たさないため未修了となります。従って、実践力判定試験を受験することはできません。

試験概要

- (1) 管理会計の導入を前提とした経営状況の把握と経営方針、利益計画、資金計画の策定とそのアクションプランの策定等、中小企業の経営改善計画策定を支援する上で必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述式（空欄補充・計算問題）又は選択式の筆記試験を実施します。
- (2) 後日、可否の判定結果を郵送いたします。なお、試験問題、採点及び可否に係るお問い合わせには一切応じられません。
- (3) 不合格の方は、今後、中小企業大学校が実施する試験を再度受験することができます。（研修を再度受講する必要はございません。）
- (4) 筆記用具は鉛筆またはシャープペンシルを使用してください。電卓使用可。

月/日	時 間	科 目	内 容
7/31 (木)	16:30-18:00 (1.5h)	実践力判定試験	中小企業の経営改善計画策定を支援する上で必要となる能力・指導力の確認を目的とした記述・空欄補充・計算又は選択式問題

6. 研修会場

中小企業大学校 瀬戸校（愛知県瀬戸市川平町 79 番地）

7. 募集定員

30名（郵送による申込先着順で受入れ、定員になり次第締め切ります。）

- ※1 定員を超えた場合はキャンセル待ちにて受付し、キャンセルが出た際に繰り上げのご連絡をいたします。キャンセルが出ない場合は受講できません。
- ※2 申込者多数の場合は、実践力判定試験を受験される方を優先します。また、同一の法人・機関から複数名のお申込みがあった場合、1名に調整させていただく場合があります。予めご了承ください。
- ※3 中小企業大学校（中小機構）の研修を修了し、試験に合格され、認定経営革新等支援機関になられた方が更新される場合は、試験の合格だけで手続きが可能です。申込者多数の場合は受講をお断りさせていただくこともございます。

8. 受講料

26,000円(税込)

9. 受験料

実践力判定試験の受験を希望する方は、「8. 受講料」のほかに、受験料5,000円(税込)が必要です。

【ご注意】

(1) 受講料について

開講前日までの受講辞退申出に伴う受講料返還の可否及び返還額については、当機構の規定に基づきます。ただし、当研修の開講日以降においては、受講料を返還することは一切できませんので、ご注意ください。

(2) 受験料について

研修の未修了により実践力判定試験の受験資格を有さなくなった場合を含め、理由の如何を問わず、返還することはできません。

(3) 受講料・受験料の一部又は全額を他の研修の受講料等に充当することはできません。

10. 申込方法

(1) 申込書類の送付・受付

ホームページに掲載されている様式「**受講申込書**」に必要事項をご記入のうえ、必ず写真を貼付して、**2025年5月9日(金)～6月20日(金)〈必着〉**内に、郵送してください。

(申込み先着順で受入れ、定員になり次第締め切ります。)

申込書類の送付先

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地
中小企業大学校瀬戸校

※1 申込書類はホームページに掲載されている書式（PDF 形式、Word 形式）を印刷してご使用ください。

※2 申込方法は郵送のみとさせていただきます。FAX、E-Mail による申込みは受け付けておりません。また、申込書を直接持参で提出することはできません。

※3 ご提出いただいた書類は返却いたしませんので予めご了承ください。

(2) 受講決定通知書兼請求書の送付

開講日の約1ヶ月前から順次郵送いたします。

(3) 受講料・受験料の振込み

受講決定通知書兼請求書において、振込口座及び振込期限をご案内いたします。

①受講と受験をする方：31,000 円（税込）〔内訳：受講料 26,000 円＋受験料 5,000 円〕

②受講のみの方：26,000 円（税込）

振込の際の注意

- ・専用の振込用紙はありません。各金融機関に備付けの用紙またはATM等をご利用ください。
- ・受講料等の振込名義は、個人受講については本人名を、それ以外の機関派遣については必ず認定を受ける機関名を記入して下さい。

- ・必ず電信振込指定をお願いします。（文書振込みはお使いいただけません。）
- ・振込票（控え）をもって領収書に代えさせていただきます。
- ・着金等のお知らせはいたしませんので、振込票（控え）や利用明細書等の振込金額・振込日時・振込先が記載されたものは、大切に保管してください。
- ・期限日までお振込みいただけなかった場合、ご受講できない場合がございますのでご了承ください。

11. 宿泊をご希望の方

瀬戸校内にある宿泊施設「陶心寮」に宿泊をご希望の方は、受講申込書 下段の入寮欄に必要事項をご記入の上、受講申込みと同時に申し込みください。

- 施設・・・宿泊室 70 室(全個室) その他、浴室、談話室、洗濯室などを完備しています。
- 寮費・・・2,050 円／1 泊(朝食代込・税込) ●食事代・・・1 食 500 円～650 円程度

12. 個人情報の保護について

個人情報保護法に定義されます個人情報に該当する情報については、当機構内で実施する事業で使用いたします。なお、より効果的に研修を行うため、講師に個人情報をお知らせする場合があります。

また、試験の応募のためにご提出いただいた個人情報については、当試験の実施と運営ならびに認定支援機関への申請をした際の確認等に関する範囲で取り扱います。

13. お問い合わせ先

〒489-0001 愛知県瀬戸市川平町79番地

独立行政法人中小企業基盤整備機構 中部本部 中小企業大学校瀬戸校

TEL : 0561-48-3400

FAX : 0561-48-2224

中小企業経営改善計画策定支援研修（実践研修）に関するQ & A

<受講条件について>

Q 1 : 受講条件に挙げられている事項は必須ですか？

A 1 : 当研修では、ケース教材等により受講者各自で実際に作業を行っていただくことを通じて理解を深めることも目的としているため、表計算ソフト等の操作ができることを受講条件としています。また、当研修では「実践力」を修得していただきますので、財務・会計・税務に関する専門的知識を有していることが基本前提となります。

Q 2 : 実践力判定試験を受験しないのですが、研修は受講してよいのでしょうか？

A 2 : 受講可能です。ただし、当研修は中小企業等経営強化法の認定経営革新等支援機関の認定を受けようとする方等を対象者としていますので、応募者多数の場合は、実践力判定試験の受験を希望する方を優先させていただきます。

Q 3 : 受講資格について教えてください。

A 3 : 受講対象者は、中小企業等経営強化法に基づいて経営改善計画の策定支援を実施する、あるいは実施しようとする者でなければなりません。受講者ごとの要件は以下のようになっています。

	①中小企業の経営支援業務の実務経験が3年未満の者	②中小企業の経営支援業務の実務経験が3年以上で、経営革新等支援業務の実務経験が1年未満の者	③経営革新計画等の策定に際し、主たる支援者として関与したあと、当該計画の認定を3件以上受けている者（ただし、「経営力向上計画」については、最大1件までしか実績として認めません）	④中小企業経営改善計画策定支援研修【理論研修】の専門的知識判定試験に合格した者
税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士の資格をお持ちの方	受講可	受講可	—	—
社会保険労務士、行政書士、司法書士、経営士等の士業の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可
金融機関の現役職員の方	受講可	受講可	—	—
NPO法人、民間コンサルティング会社、商工会、商工会議所及び中小企業団体中央会等の役職員の方	かつ③又は④に該当 受講可	かつ③又は④に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可	かつ①又は②に該当 受講可

【ご注意】

税理士、弁護士、公認会計士、中小企業診断士、金融機関の現役職員が「個人」として経済産業局に認定を受けるための要件は、実践研修を修了することかつ実践力判定試験に合格することです。（理論研修は必須要件ではありません。）ただし、「法人」として認定を受ける場合には、理論研修の受講等も必要になる場合があります。従って、経済産業局による認定の受け方（個人又は法人）によって要件が異なりますので、当校へ受講申込書をご送付される際は、所管の経済産業局に予めご確認いただく等、お間違いのないようご注意ください。

※注）金融機関の現役職員について

当研修では、銀行法に定める普通銀行（兼業規制をされている金融機関で、都市銀行、地方銀行、第二地銀、信託銀行等）と協同組織金融機関（信用金庫、信用組合、労働金庫等）を指します。保険会社、消費者金融、債券回収会社等は該当しません。

Q 4 : 認定経営革新等支援機関の更新時期が到来したのですが、再度、研修を受講する必要はありますか？

A 4 : 中小企業大学校（中小機構）にて「理論研修」及び「実践研修」を受講し、試験合格を経て認定経営革新等支援機関になられた方が更新手続きをされる際は、それぞれの試験のみを受験し、合格することにより、更新手続きが可能です（これまでに、「理論研修」及び「実践研修」の受講を修了している場合は、再度、研修を受講することなく、「専門的知識判定試験」及び「実践力判定試験」を受験することが可能です）。なお、更新に際して、「専門的知識判定試験」と「実践力判定試験」または「両方の試験」のいずれの受験・合格が必要かについては、当方では分かりかねます。ご不明な点は所管の経済産業局にお問合わせください。

（※中小企業大学校（中小機構）の研修を受講していない場合は、試験だけを受験することはできません。）

＜受講申込書類について＞

Q 5 : 機関（法人）から受講する場合に、受講申込書の記入方法や受講料等の振込みの際の注意点はありますか？

A 5 : 受講申込書は、認定を受けようとする機関（法人）名をご記入ください。また、受講料等の振込名義人も同じ機関名にしてください。受講のお申込みは、経営革新等支援機関の認定を受けようとする機関（法人）名でお申込み下さい。また、お振込みも経営革新等支援機関を受ける機関名でお振り込み下さい。

※キャンセル等により当校が受講料の返還手続きをする場合は、当機構が指定した口座にお振込みいただいた際の振込名義人名と同一名義の口座に返還いたします。

※法人名義でお振込みされた受講料を個人名義に返還、あるいは個人名義でお振込みされた受講料を法人名義に返還することはトラブルの原因となりますので、振込名義人と返還先名義人は同一名義で手続きさせていただきます。

Q 6 : 受講申込書欄の「機関長役職」と「機関長名」は誰にしたらよいですか？

A 6 : 当校からの指定はありません。事務処理の関係などで、ご都合の良い方をご記入ください。ただし、同一機関で複数名の方が受講される場合は、機関長は同一人にしてください。

また、個人で申し込まれる場合は、当該欄への記載は不要です。事務連絡担当者名の欄は「本人」としてください。

＜研修中の欠席、遅刻・早退の取扱いについて＞

Q 7 : 研修中の欠席、遅刻・早退の取扱いについて教えてください。

A 7 : 1時間以上の欠席、遅刻又は早退の場合は、いかなる理由の場合であっても修了要件を満たさなくなり、修了証書の交付はできませんのでご注意下さい。

＜実践力判定試験について＞

Q 8 : この研修を受講すれば、試験を受けられるのでしょうか？

A 8 : 受講するだけでなく、当校の所定の研修修了要件を満たす必要があります。研修を修了された方だけが、当該試験を受験することができます。

Q 9 : 試験の結果はどのように通知されるのですか？

A 9 : 試験終了後、採点及び合否の判定をして、全員に合格・不合格の結果を郵送でご通知いたします。なお、合格者に送付する合格証書は認定経営革新等支援機関の認定及び更新申請の際に必要となる書類ですので、大切に保管してください。

Q 10 : 不合格の場合に再度試験のみ受験することはできますか？

A 10 : 当研修を修了された方で実践力判定試験に不合格であった方は、次回以降に中小企業大学校で開催する実践研修の最終日に実施する同試験を受験することができます。ただし、受験料（5,000円）と修了証書の写しが必要となります。

※当研修を修了された地区以外の大学校で試験を受験することも可能です。（各大学校の実践研修の日程等の詳細については、中小機構ホームページをご参照ください。）

＜その他＞

Q 11 : 受講決定後にやむを得ず受講できなくなった場合に、他の大学校の研修に振り替えて受講することはできますか？また、本人が受講できない場合、代わりに同じ機関に所属する他の者が受講することはできますか？

A 11 : 受講申込書においてお申込みされた研修以外では受講できません。また、受講申込書においてご記入された受講申込者本人以外の方は受講できません。